

「相乗りタクシー利用助成券」

— ご利用ガイド —

「相乗りタクシー利用助成券」は、自宅がバス停や駅から遠い方（旧三次市管内のみ）が、通勤や買物などでタクシーを利用する際に使える運賃助成チケットです。

※助成券を持つ人同士が、共同（2人以上）でタクシーを利用する場合に使えます。



「助成券」の基本事項

- 助成券をお持ちの方が2人以上（ご家族でも可）同乗してタクシーを利用する場合に、助成券を使うことができます。（やむを得ない場合を除き、原則1人での利用は不可。）
- 助成券は、1回あたり1人2枚（300円×2枚）まで使用可能です。
- 助成券に対して、つり銭は支払われません。
- 助成券を他人に譲渡することはできません。（交付を受けた本人しか使えません。）
- 助成券の再交付はできません。
- 助成券の有効期間は、発行から1年度間までです。

上手な使い方

2人より3人で同乗した方が、現金の支払いは安いです

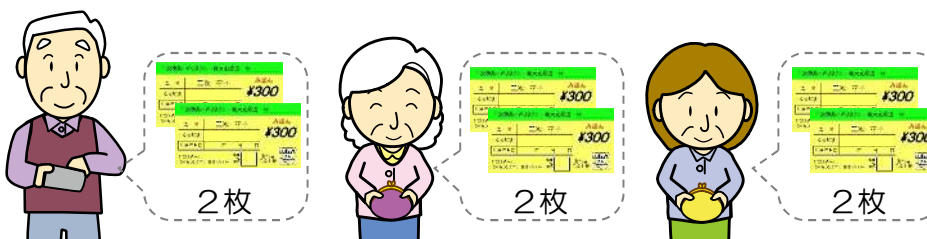
例えば、タクシー運賃「1,800円」の支払いでは・・・

2人で
同乗の
場合



助成券を2人で
4枚使えるため
**現金は
1人300円**

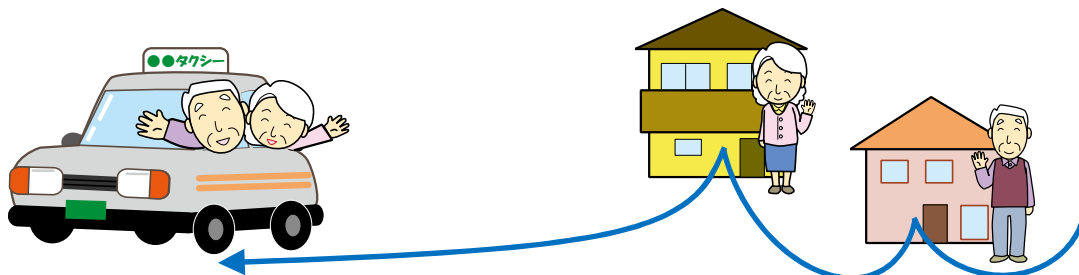
3人で
同乗の
場合



全額を助成券で
支払えるため
現金は0円

予約や乗車時の注意

- 助成券を持つ方が2人以上（ご家族でも可）で、乗車する日時や場所などを相談して、タクシーを予約してください。
- 乗車場所、降車場所が1人ずつ違ってても助成券を利用できます。
1箇所に集まって乗車する必要はありません。



- （予約をせずに）駅前などでタクシーに直接乗車する場合でも、助成券を持つ2人以上の同乗ならば、利用できます。

助成券の使い方

- 助成券は、タクシー運賃の支払いの際に、運転手にお渡してください。
- 助成券は、1回あたり1人2枚まで使うことができます。
- 助成券は、利用した年月日を記入して、乗務員に渡してください。
- 各自の助成券の使い方、現金の支払い方などは、同乗した人で相談して決めてください。

利用した年月日を記入してください

三次市あいのりタクシー利用助成券 No.	
氏名	三次 花子
有効期限	
利用年月日	年 月 日
【使用条件】 券を持った人同士 複数人で利用	
硬 通 紙 認 字	発行 者 三次市長
みほん ¥300	

助成券を利用できるタクシー会社

- アサヒタクシー三次（電話：63-6255）
- 志和地タクシー（電話：68-2222）
- 芸備タクシー（電話：62-2175）
- 三次みどりタクシー（電話：62-2101）

[問い合わせ先] 三次市役所 地域振興部 定住対策・暮らし支援課
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
電話(0824) 62-6129 FAX(0824) 62-6235